

フランス食品衛生安全庁(AFSSA)、「家きん又は狩猟鳥に由来する動物食品又は動物由来食品を摂取する際に H5 又は H7 亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスがヒトに伝播するリスクの評価に関する 2006 年 2 月 23 日付意見書」(全 10 ページ)、「プレスリリース」(1 ページ)を公表(2006/2/23)
<http://www.afssa.fr/Object.asp?IdObj=34039&Pge=0&CCH=060223161158:26:4&cwSID=63F15D6E973A44EDBBC082F7FBB1075F&AID=0>

(概要仮訳)

フランス食品衛生安全庁(AFSSA)は、食品を介して鳥インフルエンザがヒトに伝播する可能性を扱った 2000 年 11 月 7 日付通知のデータを更新することを 2005 年 5 月に決定した。AFSSA の専門家は、特にウイルスの特性及び感染するおそれがある動物の種に関する最新のデータ並びにフランスで実施されているサーベイランス及び検査措置を考慮に入れた。鳥インフルエンザ作業グループ及び動物衛生専門家委員会は次のように評価した。

1. 放出の確率(H5 又は H7 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスによって汚染した食用家きん又は狩猟鳥の動物食品又は動物由来食品が消費者の食卓にのぼる確率。一方で感染した家きん又は狩猟鳥が食鳥処理され食用となる確率に、他方でウイルスが加工又は家庭における調理によって死滅しない確率に依存する。)の推定

(1)国内の家きんに鳥インフルエンザは発生していないが、野生鳥類相で発生した場合：フランスにおける高病原性鳥インフルエンザの疫学状況並びにフランス当局及び EU 加盟国当局が保証する公式検査の実情を考慮すると、食用に供される家きん肉及び狩猟鳥に由来する食品については、ゼロである。

(2)国内で家きんに H5 又は H7 亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生した場合：

養きん業の家きんのうち感受性がない種類(カモ・アヒル、ガチョウ及びダチョウ)及び中庭・小屋の家きんに由来し、生又はほとんど加熱調理しないで摂取する製品については、ゼロないし無視できる程度である。

搬入元(養きん業者、中庭・小屋及び狩猟)を問わずあらゆる種類(感受性がある(鶏、七面鳥、ホロホロチョウ等)、又は感受性がない)の家きん・狩猟鳥に由来し、加熱調理又は低温殺菌して摂取する製品、及び感受性がある種類の家きんに由来し、生又はほとんど加熱調理しないで摂取する製品については、ゼロである。

2. 消費者が暴露する確率(一方で家きん又は狩猟鳥の摂取頻度及び摂取量に、他方でインフルエンザウイルスに対する消費者の受容性に依存する。)の推定

(1)養きん業に由来する製品については、無視できる程度である。

(2)家庭の中庭・小屋の家きん又は狩猟鳥に由来する動物食品又は動物由来食品については、ゼロないし無視できる程度である。

3. 感染リスク(家きん又は狩猟鳥に由来する汚染食品を摂取した後に消費者が感染する危害の発生確率。放出確率及び暴露確率を組み合わせる。)の推定

(1)野生鳥類相の発生の有無にかかわらず、国内の家きんに H5 又は H7 亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生していない場合：

食品を問わず、ゼロである。

(2)国内で家きんに H5 又は H7 亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生した場合：

搬入元を問わずあらゆる種類の家きん・狩猟鳥で、加熱調理して摂取する製品については、ゼロである。

あらかじめ熱処理を施していない、又は鳥インフルエンザウイルスに対する有効性が認められ

ていない処理を施した製品については、(a)養きん業者の家きんのうち感受性のある種類又は受容性がほとんどない種類(鳩)の家きんの卵、肉及び加工製品ではゼロ、感受性がない種類の家きん製品は、ゼロないし無視できる程度であり、(b)家庭の中庭・小屋の家きんの卵及び肉は、ゼロないし無視できる程度である。

4. 勧告：以上のリスク評価を踏まえ、家きん及び狩猟鳥に由来する食品の摂取に関する特別な措置については、たとえ国内の家きんに鳥インフルエンザが発生したと仮定しても勧告することはない。ただし、食品以外の経路から感染する可能性を排除するため、家きんを調理する際には一般的な衛生措置を講じるべきである。

付属文書には、食品を介する感染リスクが成立するまでの推論方法、国内で家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の食品へのウイルスの放出確率の推定、食品摂取による国内の消費者の暴露確率の推定及び国内で家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の放出及び暴露の危害に応じた消費者の感染リスク推定、がある。